

特殊詐欺の被害防止に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と兵庫県三木警察署（以下「乙」という。）は、特殊詐欺の被害防止に向けた取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高齢者を狙った特殊詐欺の被害が多発している現状を踏まえ、甲と乙が緊密な連携の下、特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者に関する情報を共有し、被害を防止するために必要な支援を行うことにより、高齢者が安全に安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

（情報の共有及び活用）

第2条 乙は、各種警察活動を通じて、三木市内に居住し、特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者（以下「対象高齢者」という。）を把握した場合は、甲を通じて、地域包括支援センター等の関係機関に対して当該対象高齢者の個人情報等を提供することについて、本人の同意を得た上で、甲にその情報を提供する。この場合において、当該対象高齢者の同意は得られるものの、認知能力の低下等のため情報提供の趣旨を正しく理解していないと認められるときは、併せてその家族からの同意を得た上で、これを行う。

2 対象高齢者は、三木市内に居住する65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特殊詐欺の被害者又は他者からの指摘により被害を未然防止された者のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 過去にも特殊詐欺の被害に遭った経験や他者からの指摘により特殊詐欺被害を未然防止された経験を有する者
 - ロ 自身が特殊詐欺の被害に遭ったこと又は遭いかけていたことを正しく理解できていない者
- (2) 特殊詐欺事件等の捜査の過程で警察が押収した名簿に登載されていた者で、警察官が、名簿登載事実を告げた上で防犯指導を行ったものの、その趣旨が理解できておらず、今後、特殊詐欺の被害に遭う蓋然性が認められる者

3 乙から甲に提供する情報は、次の各号に掲げる情報とし、乙が別に定める様式の送付により行う。

なお、三木市内に居住する対象高齢者を乙以外の警察署が把握したときは、当該対象高齢者を把握した警察署から甲に対して情報提供を行う。

- (1) 対象高齢者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号及び家族構成
- (2) 対象高齢者が、今後、特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと判断した理由
- (3) 前号に関する具体的な事案内容及び経緯
- (4) 情報提供同意者の住所、氏名、電話番号及び対象高齢者との続柄

4 甲は、乙等から提供を受けた情報に基づき、対象高齢者が居住する地域に設置されている地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象高齢者が特殊詐欺の被害に遭わないように福祉的な支援を行う。

5 前4項に定めるもののほか、甲及び乙は、特殊詐欺の被害防止に向けて次のとおり連携する。

- (1) 乙は、甲が職員等を対象に開催する研修会への講師派遣等を通じ、特殊詐欺の情勢、手口、防犯対策などの被害防止に資する情報を随時甲に提供する。
- (2) 甲は、業務を通じて接する高齢者に対して、特殊詐欺への注意喚起を広く実施し、特殊詐欺の被害等に関する情報を把握した場合は、本人の同意を得た上で乙に提供する。
- (3) 乙は、前号の規定による提供を受けたときは、速やかに適切な措置をとる。

(留意事項)

第3条 この協定は、甲及び乙が、相互にその業務を委託するものではなく、また、特別な権限及び義務を与えるものではない。

2 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た秘密及び個人のプライバシーに関する情報については、個人情報保護に関する法律に基づき適切に取り扱う。

(連絡窓口)

第4条 この協定に関する甲及び乙の連絡窓口は、甲においては介護保険課とし、乙においては生活安全課とする。

(有効期間)

第5条 この協定は、令和6年4月1日から効力を有するものとし、有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の前月末日までに、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれに署名の上、各1通を保管する。

令和6年3月19日

甲 三 木 市 長

仲田 一彦

乙 兵庫県三木警察署長

大西 毅